

産業建設常任委員会

令和元年10月24日（木）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 令和元年第2回定例会
招集日時 令和元年10月24日(木) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 須 藤 京 子
副 委 員 長 伊 藤 裕 一
委 員 柳 井 哲 也
" 藤 田 尚 美
" 諸 橋 太 一 郎
" 山 本 伸 子
" 北 島 登

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 藤 田 聡
建設部長 山 岡 孝
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 横 瀬 幸 子
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 根 本 忠
建設部次長 長谷川 啓 一
建設部次長兼下水道課長 野 島 正 弘
都市計画課長 榎 本 友 好
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 木 村 光 裕
道路整備課長 藤 木 光 二
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会議務局出席者

書
書

記 飯 島 章 友
記 飯 田 晴 男

令和元年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 40号 | 牛久市森林環境譲与税基金条例について |
| 議案第 46号 | 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 議案第 52号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 53号 | 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 58号 | 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |

午前9時57分開会

○須藤委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日説明員として出席した者は、市長、副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として根本次長、長谷川次長、建設部次長兼下水道課長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、農業委員会事務局長であります。

書記として飯島君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について

議案第 46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上の5件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

議事に入る前に、委員長より質疑発言者並びに答弁発言者に申し上げます。質疑発言は、議案に対して簡素明瞭に、また議案の範囲を超えず同様繰り返しの発言はお控えいただきますようお願いいたします。答弁に際しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、伊藤副委員長より、議案第58号令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議案について配付の依頼がありましたので、これを許可し、各委員の机上に配付いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

議案第40号、牛久市森林環境譲与税基金条例についてを議題といたします。

議案第40号について、提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第40号、牛久市森林環境譲与税基金条例について御説明させていただきます。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い国から市町村へ譲与される森林環境譲与税を、本市が実施する間伐、人材の育成及び担い手の確保、木材の利用の促進及び普及啓発、その他の森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるための財源として積み立てるとともに、使途事業を確実に執行しその実績をわかりやすく公表する体制を構築するため、新たに基金条例を制定するものです。

執行日は、公布日からとなります。

森林環境譲与税の初年度の国の予算は200億円となりまして、市有林の人工林面積、林業就業者数及び市町村の人口割に応じて譲与されます。本市の今年度の譲与額は400万9,000円となります。以上となります。

○須藤委員長 これより議案第40号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です、よろしく願いいたします。

今、御説明があったこの金額なんですけれども、当初は400万円ということで、国がだんだん金額大きくなっていきますので、今後牛久市としては幾らくらい譲与税として入ってくるのかという見込みをお伺いしたいと思います。

それから、具体的に牛久の場合、この税金を使って何に使っていくのかというところ、今お考えになっているところをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、国の予算なんですけれども、令和元年から令和3年度までが200億円、令和4年から令和6年が300億円、令和7年から10年までが400億円となります。

それに伴いまして、現在の試算でいきますと牛久市の譲与額は令和3年までが400万9,000円、令和4年から6年までが約600万円、7年から10年までが860万円弱となります。

あと、具体的にどういったものということなんです、現在市で行っている事業として充てられるものとしましては、自然観察の森の森林整備及び木育活動、あと小中学校における木製品の購入、あと公共施設の木造建設、牛久城址の森林の整備、あと土産祝い品として木製品を贈呈するとかそういった木育に関することにも利用できます。以上となります。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。牛久の場合、バイオマスタウン構想というのもやっていて、ペレットとの関連、そういったものとの考え方があるのかどうかということと、あとこれは皆さんからいただく税金として、国からも、国民から新たな負担をいただくものだから譲与を受ける側には税を活用して適正な森林整備を行い、その成果を明らかにしていくこととなっております。目的税でありますので、具体的にわかりやすく公表するというのをどういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

ペレットとの関連性ということなんですけれども、ペレットのほうは、私が答えるべきではないのかもしれないんですけれども、今は建築端材とあと伐採した物を有効活用してペレットを製造している状況です。こちらは森林整備で使うものなので、もし森林の伐採等、市で行う事業で同じように間伐材が出るようであれば、それに伴いまして有効利用できる物はそういった形で利用はしていくべきだと考えております。ただ、必ずしも常にペレットの材料になる木材を伐採する事業に充てるばかりではないと思いますので、その辺に関しましては今後行う事業によって関

連を深めていくような形になると思います。

あと、具体的に公表するという形で、本年度なんですけれども、こちらに関しては現在自然観察の森の森林整備について行う予定になっておりますので、こちらを実施して全て一括でこの400万9,000円を使い切ってしまうというような状況になると思います。以上です。

○須藤委員長 山本委員、公表の方法についてあったと思います。

○神戸農業政策課長 済みません、漏れてしまいました。

公表につきましては、現在検討はしておりますけれども、そうですね……この事業に使用したということで公に出す必要があると思いますので、使う用途によって明確に出せるように、今後検討していきたいと考えます。以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で議案第40号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第46号、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第46号について提案者の説明を求めます。廃棄物対策課長。

○栗山廃棄物対策課長 廃棄物対策課の栗山です。よろしくお願いいたします。

議案第46号、牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例は、土砂等による土地の埋め立て、盛り土及び堆積による土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、市民の生活環境を保全することを目的としており、今回の改正は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行にあわせた条例改正になります。

改正法の中で、成年被後見人の権利等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないように欠格条項等の権利の制限に係る措置の適正化を図るよう求められており、条例の中の許可の基準を改正するものになります。

内容については、新旧対照表をごらんください。

現行条例の第7条の許可の基準から、(6)のアの成年被後見人もしくは被補佐人または破産者で復権を得ない者を削除し、(6)のア、心身の支障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者、(6)のイ、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を追加するものであります。

この条文を追加する理由といたしましては、反社会的勢力や悪意のある者によって事業主として利用されてしまうことを防ぐことを目的としております。県条例も同様の改正を行うとのこと、市条例も県条例と整合性を図るために同様の改正を行うものです。

施行日については、法の施行日と合わせて令和元年12月14日となります。以上となります。よろしくお祈いします。

○須藤委員長 これより議案第46号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で議案第46号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、農業政策課所管の補正予算について御説明させていただきます。

今回補正いたしますのは、先ほど議案第40号の森林環境譲与税に伴う補正予算となります。

初めに、歳入でございます。

補正予算書の8ページ、9ページをごらんください。

上段の、款2地方譲与税項3森林環境譲与税目1森林環境譲与税節1森林環境譲与税400万9,000円、その下の下、中段になります、款18繰入金項2基金繰入金目7森林環境譲与税基金繰入金節1森林環境譲与税基金繰入金400万9,000円となります。

次に、歳出でございます。

補正予算書の10ページ、11ページをごらんください。

中段の、款6農林水産業費項2林業費目1林業振興費節25積立金0102「里山の再生を進める」400万9,000円でございます。

この事業は、先ほど議案第40号で説明させていただいたものと同様になりますが、この事業が国から譲与される森林環境譲与税を基金に繰り入れし、市の森林整備や木材利用の促進事業に使うものとなります。以上です。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島です。よろしくお願いいたします。

私から、議案第52号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

歳出のみでございます。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

下から2段目の欄になります。款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費0101「公共下水道事業特別会計繰出金」でございますが、後ほど議案第53号、公共下水道事業特別会計補正予算におきまして御説明いたしますが、公共下水道事業特別会計における執行見込み額の不足分といたしまして1,826万1,000円を増額補正するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 建設部都市計画課の榎本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から都市計画課所管の補正の内容について御説明させていただきます。

資料の10ページ、11ページの下から2段目をごらんください。

款 8 土木費項 4 都市計画費目 6 駅周辺整備費 0 1 0 4 「エスカードビルの利活用を図る事業」の節 1 9 負担金補助及び交付金の負担金、エスカードビル管理費として 6, 8 5 2 万円を補正するものです。

こちらは、エスカード牛久ビルの床を所有していることに伴うエスカードビルの管理費の負担金において不足額が生じたことからの増額補正となっております。予算の科目としましては、エスカードビルの管理費負担金として 1 つにまとめておりますが、内容は平成 3 0 年度の共益費について精算の結果不足となった額の追加負担分 2 2 8 万 9, 0 0 0 円と、本年度の修繕積立金の不足分の追加負担 6, 6 2 3 万 1, 0 0 0 の大きく 2 つとなっております。

なお、詳しい金額につきましては、1 0 月 1 日に配付させていただきました説明資料エスカード牛久ビル管理費負担金牛久市負担額一覧（補正分）、こちらも見ながら参考になさってください。

共益費につきましては、床の所有者または床を利用して最終的に利益を受ける者が共同で使用する設備や施設全体の光熱費、警備、清掃、その他維持管理費の費用を、エスカード牛久管理規約に定められた負担の割合に基づき負担するものです。毎年度当初に牛久都市開発株式会社のビルの全体予算に基づき各権利者に対して負担額が請求され、牛久市は平成 3 0 年度に 7, 3 8 9 万円を支出していましたが、平成 3 0 年 5 月のゴールドジムのオープンなどに関連しエスカレーターの稼働時間等が増加したことなどから、管理費が全体的に上がったことにより追加額が発生したものです。

修繕積立金につきましては、床の所有者が修繕や設備の更新のために負担するものであり、所有する床 1 坪当たり 5 0 0 円、月ごとの割合で積み立てを行っているもので、共有部分などの改修を行う場合にはエスカード牛久管理規約に定められた負担の割合に基づき積立金の中から負担することとなっております。また、不足が生じた場合には、所有者それぞれが負担割合に基づきその不足分を追加で負担することとなっております。本年度の牛久都市開発の予定工事にプラスし、現在進めている 2 階 3 階のテナント誘致のために旧イズミヤ床内のエスカレーターの工事を今年度中に実施することとなったため、工事費全体が増額となりまして今回の補正に至っております。以上になります。

○須藤委員長 これより、議案第 5 2 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 ただいまの説明、駅周辺整備費、エスカードビルの利活用を図るところで、もう一方、1 0 月補正予算の概要というこの資料によれば、エスカレーター修繕工事実施等によるエスカードビル管理負担金の増額とあります。今、この時期にエスカレーターを修繕する、この金額からしたら相当大きな修繕だと思んですが、その内訳内容等。もう一つ、テナント誘致、相当具体的なところまで話が行っているのかどうか、これが全然見込みがないところでやるならちょっと疑問が生じるところですが、そこら辺を伺います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、エスカレーターの工事なんですけれども、エスカレーターの工事は大きく2つありまして、駅の自由通路から真っすぐ進んだところのちょうどエスカートの建物中央部のエスカレーターと、あと旧イズミヤ、現在TAIRAYAが入っているところの1階から2階、2階から3階まで、中央部も1階から2階、2階から3階までのエスカレーターの工事になっております。

内容としましては、中央部のエスカレーターについてはエスカレーター全部の交換を行い、旧イズミヤ床内のエスカレーターについては部品の交換による対応を行うことから、エスカレーターの工事を行います。

なぜ今の時期かということなんですけれども、定期点検等による年次計画で中央部のエスカレーターについては当初より本年度実施予定であったもので、既修繕積立金の不足分を追加で負担するものであり、あと旧イズミヤ床内の物は旧イズミヤ床の2階3階のリニューアルオープンに当たりエスカレーターの稼働が必要となったことから、今年度当初予定にはなかったけれども、今年度実施することになったものです。

あと、テナント誘致の具体につきましては、現在鋭意誘致を進めているところでありますが、まだこの場でお答えできるような具体的なものはございません。以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 そうすると、中央部のエスカレーターは上下合わせて2基ですね。そして、旧イズミヤの部分の2階から3階、これも上り下り合わせて2基、合計4基ということで、全交換だと金額的にはそんなものかなと思いますが、部品交換で合わせるとちょっと高目かなという気がします。ここでそれをどうこう言っても仕方がないと思いますので取りやめますけれども。

あと、この中央部の全交換、これ実施予定がもう既に決まっていたのに何で臨時に出費が出てくるのか、上乘せがあるのか。要するに、先ほど説明の中で坪当たり500円積み立て、この金額が少なかったのかどうか。通常定期的な更新だとかそういったものは積み立ての中で賄えるように計画を立てるのが常套なやり方だと思います。

それともう一つ、2階3階リニューアルオープンと言いましたけれども、リニューアルオープンの計画というのは私始めて聞くので、具体的な内容をお知らせいただきたいと思います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、エスカレーターの工事箇所なんですけれども、ちょっと追加で説明させていただきたいと思いますが、中央部のエスカレーター2基と委員おっしゃいましたが、上りと下り1階から2階までの上りと下り、あと2階から3階までの上りと下りで我々4基と考えております。（不規則発言あり）はい、1階から2階、2階から3階。同じく、旧イズミヤ床につきましても1階から2階、2階から3階までの4基、そちらを工事を行いまして、中央部は全交換、あと旧イズミヤ床のほうは踏板それからチェーン、ベルトなどの交換というふうに伺っております。

あと、金額につきましては、エスカート牛久の管理規約の中で積立金の中で修繕積立金の範囲において必要な修繕を行っているところでありますが、その中で修繕積立金の額を超えるものについては追加の負担も必要となる場合には追加負担をするということで、管理規約で決まってお

りますので、そのルールに基づいて行っているものです。当初、中央のエスカレーターだけでも積立金の額をオーバーするんですが、さらにイズミヤ床のほうも追加で工事することになったものです。

リニューアルオープンの具体的内容については、ちょっと現在お話しできる内容はございませんので、ちょっとこの場では省略させていただきます。

○須藤委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 今回のエスカレーターなんですけれども、これ、エスカード牛久ができてから今まで改修があったのかどうかというところ。あと、同じ時期にこれできたと思うんですけれども、そうすると中央のほうは全体交換をして、でも旧イズミヤのほうは部品交換で半額くらいの金額でおさまったというこの違いが出てきたところはどういうところになるのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、修繕積立金が今回この4,600万円が足りないということで、使ってしまうと、じゃあ残りはどういう状況になるのかっていうところをお聞かせください。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 まず、エスカレーターの修繕に関しましては、毎年の定期点検などで必要に応じて部品の交換などを行ってきていると伺っておりますが、今回大規模な修繕というのは初めてであると伺っております。

あと、なぜ中央部と旧イズミヤ床で違うのかということなんですけれども、利用頻度などの違いにより、あとは定期点検等の点検の結果全体交換が必要となる、あと部品交換で大丈夫であるという判断をなされたものと考えております。

積立金、全部使ってしまうとこの後なくなってしまうのではないかという御質問ですが、積立金につきましてはエスカード牛久の管理規約に基づきまして、先ほど申し上げました月坪500円、その割合でまた来年度からも積み立てていきまして、その範囲内でできる修繕についてはその範囲内で、その額をオーバーするものにつきましてはエスカード牛久の管理規約に基づいた追加負担に基づいて修繕工事などを行う予定になっております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。先ほどの御説明では、中央は当初から予定されていた、でも旧イズミヤのほうは今回のリニューアルに伴って予定がないものが入ったというお話だったんですが、来年度以降もこうやったエレベーターとかほかにも修繕するものが見込まれているのか、そういったものは牛久市としては把握していらっしゃるのかというところ、確認したいと思います。

○須藤委員長 都市計画課長。

○榎本都市計画課長 委員の御質問にお答えいたします。

来年度以降に必要となる工事で市が把握しているものということなんです、御心配されていると思いますエレベーター等も同じような費用がかかってしまうのではないかということ、私のほうでも牛久都市開発に確認したんですけれども、エレベーターに関しては定期点検等でこまめな改修等を行っているので大規模改修は必要ないというお答えをいただいております。

あと、実際に今度テナントが入ることになると、床や天井、壁などのリニューアル、業界でA工事というんですけれども、持ち床を持っている者がやらなければならない工事というものが発生することが考えられます。金額等については、またそのときにならないとわからないので、現在はちょっとお答えすることはできません。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第53号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第53号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水課、野島でございます。

議案第53号、令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明いたします。

議案書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、中段より下、歳出からの御説明とさせていただきます。

款1下水道事業費項1下水道管理費目1一般管理費0102「下水道行政の企画調整をする」、こちらの下になります節27公課費でございますが、平成30年度分消費税の確定申告及び令和元年度分消費税の中間申告に伴う不足分としまして677万7,000円を増額補正するものでございます。

その上に戻りまして、節13委託料につきましては、こちら予算の組み替えでございます。汚水処理事業広域化共同化検討業務委託、こちらの執行見込み額が当初の予定より少ない見込みとなったことから275万円を減額し、下の欄、款1下水道事業費項2下水道建設費目1公共下水道（汚水）建設事業費0106「みどり野地区の汚水管渠を布設する」、こちらの工事請負費として同額275万円を増額する、この形の予算の組み替えを行いまして、汚水管整備を前倒しする形で国からの交付金を有効活用しようとするものでございます。

次に、目3流域下水道整備事業費につきましては、茨城県が行っております流域下水道事業におきまして、事業を前倒しする形で国からの交付金を有効活用するために県において予算の増額補正をし、構成市町村に対しても負担金の増額補正の依頼があったことに伴い、0101「霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金を支出する」の負担金補助及び交付金といたしまして2,300万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、上半分、歳入に移ります。

歳出で御説明しました消費税の不足分と、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の増額分及び平成30年度決算の実質収支の確定に伴う繰越金の減額などを調整いたしまして、上から行きます、款5繰入金項1他会計繰入金目1一般会計繰入金といたしまして1,826万1,000円の増額、款6繰越金項1繰越金目1繰越金といたしまして1,088万2,000円の減額、款8市債項1市債目1下水道建設債といたしまして2,240万円の増額をそれぞれ補正するものでご

ざいます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第53号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 それでは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金のところで、今の御説明では利根浄化センターの建設費というお話だったんですが、具体的なものがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

こちら、県で行っております事業でございますので、県からの情報になります。予算増したことによる事業の前倒しとしましては、水処理監視制御設備改築を前倒し、汚泥脱水機受変電改築の前倒し、ポンプ場自家発電設計、管渠施設耐震設計等を前倒しをすると伺っております。以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。これって、利根浄化センター、私もちょっと行ってきたことあるんですが、幾つかの市町村が網羅されていると思うんですが、こういった場合の負担金の割合っていうんですか、牛久、どういう条件で負担割合が決まっていて、牛久はどれくらいの負担割合かというところをお尋ねいたします。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

負担金の割合につきましては、計画汚水量と実際に使用して区域から排除をした実際の汚水量、こちらをもとに算出する式というものが決まっております。建設負担金につきましては、つくば市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町で利根浄化センターについては負担をしております。そのうち牛久市につきましては、パーセンテージでいくと21.7%という負担割合でございます。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 計画汚水量と実際に使った汚水量ということは、このパーセンテージというのは毎年というか見直しというのが行われていくのかどうかというところをお尋ねいたします。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、当然計画汚水量が変更になったりであるとか、実際の汚水量が大きく変わった場合っていうのはもちろん、毎年パーセンテージというのは算出しているんですけども、ここ近年、過去5年くらいですかね、21.7%という数字は変わってございません。以上でございます。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第53号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第58号について提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 商工観光課、大里です。よろしくお願いいたします。

議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明いたします。

本件につきましては、国指定需要文化財を含む牛久シャトー全体を借り上げ、牛久シャトーを利活用することを目的として新会社を設立するために予算措置をするものでございます。

補正予算書6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、雑入といたしましてオエノンホールディングス株式会社から牛久シャトーの管理費の一部として負担金としていただく年額1,200万円のうち5カ月分である500万円と、新会社が設立した後、市が新会社に牛久シャトーを転貸する賃貸料として月額462万円の5カ月分2,310万円、合計2,810万円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款7商工費項1商工費目3観光費0108「牛久シャトーを利活用する」の事業といたしまして、牛久市がオエノンホールディングス株式会社から牛久シャトーを借り上げる賃借料2,310万円、新会社立ち上げに要する出資金9,500万円、新会社の会社登記のための委託料38万4,000円、新会社設立までの牛久シャトーの維持管理に要する費用を一時オエノンホールディングス株式会社が立てかえるための経費精算金として2,391万9,000円など、計1億4,516万4,000円を計上するものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第58号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 新会社の設立ということですが、特に気になるのが役員の人選それからとりわけ社長の人選がどのようになっているか、全く我々知らされていません。確かに、今の段階で言えないという、個人名挙げるができないかもしれませんが、固有名詞一切抜きで、どんな経歴の方が、それだけでも言えないのか。それから、この役員に市の幹部職員は入るのか入らないのか。それから次に、社長候補者、経営方針、どういう方針で経営していくのか、これがさっぱり見えてこない状況ですね。普通、会社設立する、本会議での質問の中でも普通の民間会社ですという答弁ありましたけれども、普通会社設立するときは、どんな経営方針でどんな理念でもって、そしてどんな事業をやるのか、このくらいは言わないと誰も出資してくれない、当たり前ですよ。何をやるかわからないのに出資するばかりはないと思います。それから、経営計画について、全協で出された資料の中、これが非常にアバウト過ぎてちょっとわからないと。言っちゃ悪いですけども信頼性に欠けるというふうに思います。例えば、一番収入として多いレストランキャノンのところでは、レストラン経営のときどうやって売り上げ計算するかというと、席数と回転数、それに営業日数、これを掛けると売上額が出ます。単純化して私ここ60席と書いていますから、レストランキャノン、ディナーの分だけで考えますと60席、客の単価、ちょっと安目で4,000円くらいかなと、ディナーだと七、八千円とるのかな、そうすると回転率が落ちますけれど

も、仮定としてそういう数字で360日掛けても8,640万円にしかありません。これがレストランの売り上げは2億5,320万円、相当かけ離れた数字です。私の試算、これ倍しても1億7,000万円ですよ、それでも大分離れている。こういった点で、ちょっとこの数字の信憑性が薄いと思っています。ですから、もうちょっと具体的な内容を聞かせていただければということです。とりあえず、その3点、よろしくをお願いします。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 おはようございます。北島委員の御質問にお答えします。

新会社の役員につきましては、全協とか今回の議会でもお答えいたしましたとおり、現在選定中であることからちょっとお答えできる状況にはありません。ただし、今北島委員のほうで御質問のあった市職員の幹部が中に入るかということであれば、新会社の中には入る予定はございません。

それから、社長の候補者の経営方針、どのような方針でどんなことをするのかということなんですが、今の御質問にもお答えしたとおりまだ役員が決まっている状態ではありませんので、社長就任の際に決意表明であるとか、経営方針等を語っていただくことがあるとは思っています。

それから、経営計画についてアバウト過ぎるという話と、あと積算していただいた数字をお示しいただいているんですが、レストランの収益自体というのは計算上原価率があったり、あとは人件費があたりということでもうけが随分変わってくると思うんです。先ほどかけ離れているというお話だったんですが、あくまでもここで参考とさせていただいているのは以前のこの経営状況等を考えまして、その数字をある程度参考にして組み立てたものですので、信憑性がないと言われればあれなんです、単価とかもちょっと多分違うと思うので、レストランの経営の形も違うと思うので、ちょっとごめんなさい、数字的には問題がないと私どものほうは考えております。以上です。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 ちょっと何にもまともなお答えいただけないようなんですが、これでは全く白紙委任状に判をつけと言われていたのとあんまり変わらないと思うんですね。連帯保証の判を、全く内容書いてないのに判をつけと言われていたのと変わらない。ですから、この案はやっぱりもっと具体的になって、判断材料がないわけですから、議会として判断材料を与えられないままに賛成しろとか言われると非常に困るんですね。そういうことを思うと、やっぱりこれ、継続審議にすべきじゃないかと思いますが、これは単なる意見で答えは要りません。以上です。

○須藤委員長 意見ですので結構です。それでは、ほかに質疑のある方。諸橋委員。

○諸橋委員 よろしくをお願いします。

今、北島委員がおっしゃったように、私もおおむねそのとおりだとまさに思いまして、通常の民間会社ですと会社設立に融資を申し込んだりするときにはもう役員の名前、事業計画等事細かに出して、金融機関の融資の判断を仰ぐわけなんですけれども、確かに今出ています新会社、概算運営費については、本当にこれ数字合わせだけをしたような印象しか確かに受けないのが事実でありまして、これはやっぱり事前に社長を誰にするのかとか事細かな事業計画というのを開示

していただいて判断すべき問題と思うんで、1億4,500万円、これあくまで税金ですので、これ民間会社でやる場合にはまずこの事業計画、この運営の表の出し方では、融資はまず受けられないと、私個人的には思っています。ですので、これ本当に、金融機関に本当にシビアなところに出すような、本当に詰めた数字で出していただいて、本当に牛久シャトーの復活を願うというのは当然のことだと思うんですけれども、みんなが、市民も納得した上で牛久シャトーを牛久市全体で盛り上げていこうという機運にならないと、結局このまんまスタートしても、最初はいいかもしれないんですけれども、後々すぼんできてまた税金をつぎ込まなきゃならない状況になるんじゃないかなということ、今危惧しております。それにつきまして、先ほどの役員のほうはまだおっしゃれないと言ったんですが、以前の全協か何かの中で牛久シャトーの方が入れられるようなことをちらっとお聞きしたんですけれども、私個人的な意見としては社長についてはまるきり外部から入ってきて大なたを振るってもらうほうがいいと思っております、そのような牛久市の執行部として考えあるのかということと、事前にまた細かい事業計画等を開示をしてもらえるのかどうかという点をお伺いをいたします。

○須藤委員長 諸橋委員に申し上げます。前半の部分は、諸橋委員の意見というような形で、質問といたしましては2点ということによろしいですか。人事の問題そしてそれに関するような情報の開示の問題、その点をどうするのか、その2点を質問するという形によろしいですね。

では、以上2点について、答弁を求めます。環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 ごめんなさい、先ほど北島委員の御質問にお答えしましたとおり、現状で細かいお話というか、人選について詳しくというか、これ以上お話できる状態にはないです。それだけちょっと御理解いただきたい。

それからあと、事業計画の開示につきましては、先ほど諸橋委員から民間の会社の話出たかと思うんですが、今、現時点ではまだ人が決まっていない、人選があってその後に計画があるという状況になっていますので、まず今御提示させていただいているのは会社をつくるための出資金を予算化をすることで、これに基づいて会社をつくることという、段階がちょっと一つ前になってしまっているので、この段階で今出てくる情報というのは、この間全協でお示したのものについても、先ほど北島委員からもありましたとおり、アバウトと言われてはそんなのかもしれないですが、あくまでも会社のイメージとして市が持っているイメージをまとめさせていただいて、この間御提示をさせていただいたと。その提示については、その一つ前の全協のほうで何か形になるようなものをお示しただけないかという御要望がありましたので、ああいう形で調べて御提示をさせていただいたということになります。会社の本当の計画につきましては、今後、会社組織ができ上がるときにそういったものができ上っていくというふうに理解しています。以上です。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 今、次長の御答弁ですと、資料を余り開示できませんけれどもこの中で最大限の判断をしてくださいというような認識でよろしいですか。

○須藤委員長 諸橋委員に申し上げます。感想なり意見なりを次長に求めるのはちょっと、若干

違うのかなというふうに委員長としては考えます。そのほかに再質問というか、ございますか。よろしいですか。では、藤田委員。

○藤田委員 よろしく申し上げます。

私からは、社長就任、まだ公表できないということで、これからのスケジュール、今後出資金……後ですよね、後はどのような流れを考えているのかお伺いします。

さらに、市としてやれることは、役員としては市の職員は入らない、これですが、でも筆頭株主になってくると思うんですよね。その中で、市としてやれることはどこまで考えているのか。

また、このシャトーの問題は住民の署名活動、多数請願書出ております、その中でシャトーを盛り上げたいという市民、たくさんいると思います。その中で、この市民参加型、この牛久シャトーをどう盛り上げていくのか、どう考えているのか、この3点、お伺いします。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 藤田委員の御質問にお答えします。

昨年の撤退の報道依頼、いろいろな意見を市民の方、議会からも頂戴しています。内容的には嘆願書が310通、2万3,000を超える署名が集まったのはもう御承知のとおりだと思います。議会でもできるだけの支援をなさいという決議をいただいて、その後にも連盟での嘆願書という余り例のない状況になっているというふうに私は考えています。それに基づいて、この今回のシャトーの存続について考えていただきたいというふうに全協でも申し上げたんですが、一番大事なのは、今回の御提案で一番大事なのはあそこのシャトーの確実な存続だと思います。重要文化財を含んでいるあの敷地を全て今のままに残してほしいという御要望が大変多くて、それにお答えしようというのが今回の御提案の趣旨でございます。

内容的には、今後のスケジュールにつきましては、議決を頂戴しまして、その議決を待つて新会社の設立手続きに入りたいと思っています。手続きについては民間の会社と同じですので、定款の認証とか、あとは新会社の登記とかという手続きになりますので、今後、今回の補正予算の中にも法的な手続きをしていくための司法書士の登記の手数料とかも入っておりますので、そういうふうに進めていきたいと思っています。

市民参加型のシャトーの運営につきましては、例えば、確定ではないですが、例えばシャトーの中の手入れを市民の方の御協力をいただくとかそういった案が、ボランティアが、今まだ確定の話ではないですが、そういった御意見も頂戴しているような状況でございます。以上です。

○須藤委員長 藤田委員。

○藤田委員 市民参加型というのは、例えばボランティア、植栽管理等を考えていると。ほかに市としてどこまで、それだけではないと思うんですけれども、ほかにあれば、市で、支援です。やはりここは、牛久が盛り上がるチャンスっていうことも考えられるんですね、市民参加型にしていけば。というところで、どれだけ市がアイデアを持っているかが重要だと思います。その考えをお示してください。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 シャトーの運営につきましては、せつかく民意というか民間の方を登用す

るということで決まっておりますので、アイデアについては逆に我々のようなかたい考え方ではなくもっと柔らかいような、民間の本当の考え方を反映させるような、そこをメインにしてそれを支援していくというようなスタンスをつくりたいと考えています。市のほうとしては。民間の方でしたらば、宣伝とかそういったノウハウもありますし、そういった広報活動も多分お考えいただけると思います。市としては、その広報活動に、例えば市で援助ができれば援助をしていくとか、そういった手法も考えられると思いますので、今後会社が立ち上がりましたらば、話し合いをしながら、協議しながら進めていきたいと考えます。以上です。

○須藤委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 済みません、それでは何点か。

今回のこの補正の歳入歳出については、来年の3月までの5カ月分ということで上がっているんですが、では来年度からの歳入歳出はどのような形で金額、内容上がってくるのか確認したいと思います。

それから、やはり一番私も心配しているのは、新会社の収入ですね。全協の資料、収入が本当にこれだけ上がってくるのかどうか、今、北島委員もおっしゃっていたようなところなんですが、この収入見ますと、下のオエノンの管理費負担金と光熱水費、これは間違いなく賃貸借したときの契約で入ってくるというのは確実なんでしょうけれども、このテナント収入と事業収入ですね。テナントの場合は、駐車場とテラスオエノンということでしたがどれくらいのテナント料というのを計算して、年間でも結構ですし月間でも結構です、いらっしゃるのかということですね、お聞きしたいのと、あと事業収入、先ほど北島さんがはじいていらっしゃいましたけれども、私もこれ1人当たり、何人くらいいらっしゃって、1人当たりどれくらいの金額を落とすのかという計算のもとにこの金額が出てきていると思うんですね。キャノンとバーベキューですか、飲食だったら。これ、1人使う単価も違うでしょうし、年間入場者30万人とは言っていましたけれども、そのうちのどれだけの人がここに飲食としてお金を落とすのかという積算根拠ですね。それから、同じく物販にしてもそうですね、1人当たり単価どれくらい使われるのかというのでこの金額は出ているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3月1日に結んだこの包括連携協定ですか、この際、飲食営業についてオエノンはこのとき生半可に再開するのが今回の答えではないという慎重な姿勢を見せたという新聞報道がありました。それだけオエノンが慎重な姿勢を示しているのに、今回第三セクターが飲食・物販を行うという決定になった経緯というのをお尋ねしたいと思います。以上、3点ですかね。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 山本委員の御質問にお答えします。

歳入歳出の5カ月分、今回の予算についてですが、来年の予算のことですよね、来年自体は市として想定できているのはシャトーの賃貸借料、それと会社からの収入として……会社とまた賃貸借約を結ぼうと思っていますので、この間お示しした、全協資料にもあったとおり、オエノンから市がお借りしてそれを次の新会社にお貸するという形になりますので、入りと出がその賃貸借部分が出てくると考えています。

それから……新会社の収入のテナント部分なのですが、想定されているのはまずテラスオエノン、それからあと道挟んだ向かいにパン工房があると思うのですが、あそこですね。あと……その2点と、それから、あれも入っているんです、フィルムコミッションというか、使用料が入っているので、ごめんなさい、今ちょっと積算の根拠と言われるとあれなんです、年間であそこ、シャトー自体は撮影が結構入っています。1回当たり四、五十万円のお金が入ってくるようなので、それも積算の根拠に、積算の中に含めています。

それから、事業収入、30万人ということなのですが、一応公称40万人ということで私は伺っております。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、テナント料というのは具体的に駐車場が幾ら、テラスオエノンが幾らっていう金額は出てないという理解でいいですか。

それと、あと40万人とおっしゃっていましたが、平成30年度、たしか決算資料で出たのは29万8,000人だったと思いますので、やはりちょっと減ってきているのかなという印象を私は受けております。テナントが入るかどうかなんですけれども、例えばテナント料を設定して入らない場合はテナント料を下げるとか、そういうこともあるのかどうかというところですね。

あと、オエノンはじゃあ飲食のほうには素人だっというか、そういう言い方ですか、何か、というお話ではありましたけれども。去年、10月30日に飲食・物販事業を撤退した際のお知らせ文ですね、それには、外食産業を取り巻く事業環境が厳しくて、修繕改善に努めてきたけれどもなかなか見込みが期待できない、そのときの売上高、前年の売上高が5億2,700万円というふうに発表されております。そうすると、この金額でも赤字で、この売り上げでも赤字で撤退した、数年間赤字だったというところ、ここをどのように経費削減して、牛久市が、第三セクターかな、やっていくというところ、どういうふうに考えていらっしゃるのか。重ねてお伺いします。

○須藤委員長 答弁者に申し上げます。オエノンの経営に関することは、私たちの範囲外だと私も考えますので、その点は考慮の上、今現時点でこの議案に対する答弁内容で、答弁としてお答えください。では環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 今、今回お示ししたものというのは、あくまでもいろいろな情報を集めてきて、それで組み立てたものです。内容的には、ごめんなさい、繰り返になってしまうような言い方になるのですが、数字的には現実からかけ離れたものではないという認識で、僕らは御提案をさせていただいています。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、あと1点だけ、済みません。

今回、第三セクターがその飲食・物販を行うということになった経緯ですね。そこをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 先ほど来申し上げておりますとおり、この今回の御提案の趣旨というのはシャトー全体の存続です。存続をするために、あそこにあるのは国指定の文化財があって、あれを維持していこうというのがまず大きな趣旨であります。その維持をしていくのにあそこの……あそこ全体を借り上げて、あそこを全部保護して、市が借り受けていこうということ。それから、あと、その収益をある程度上げるために新会社を設立して、その収益を上げて、その文化財の保存活用に充てていこうというのが全体の考え方です。以上です。

○須藤委員長 ここで、審議の途中ですが、時間が1時間以上たちましたので暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○須藤委員長 では、ここから会議を再開いたします。

それでは、続いて質疑及び意見のある方は御発言願います。伊藤副委員長。

○伊藤副委員長 ただいま、多くの委員から質疑や意見などございまして、私からは重なる部分もありましたので、1点質問させていただきたいと思います。

先ほど、第三セクター設立の経緯ということで御答弁をいただきまして、そこに至るまでに民間企業との連携など、これは第三セクター以外の民間企業でございますが、などの選択肢はなかったのかについて、改めまして御答弁をよろしくお願いいたします。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 民間企業との連携、新会社がということでしょうか、ではなくて……ごめんなさい、この報道以来、先ほどちょっと申し上げましたけれども、オエノンさんのほうには複数の御提案があったと聞いています。先ほど申し上げたとおり、その中ではあそこの開発なども含めたような計画もあったと聞いております。以上です。

○須藤委員長 伊藤副委員長。

○伊藤副委員長 そのような御提案もあった中で、全協等ではお話もいただきましたけれども、第三セクターの設立という決断に至ったという理由はどこにあるのでしょうか。

○須藤委員長 環境経済部次長。

○梶環境経済部次長 繰り返しになってしまうのですが、今回の御提案の趣旨は牛久シャトーのあのままの存続です。その存続をするためにはどうしたらいいかということを考えて、重要文化財の保存と、それからあそこの現状、あのまま残したいというお声がとても多く市に寄せられています。議会議員の皆様初め市民の方からもそうですし、市民じゃない方からもいろいろな嘆願書をいただいたり、御意見を頂戴しています。その総意というのはもう疑いようがないものだと思いますので、それであそこの全体の保存を考え、その手法として民間の企業をつくって、株式会社を設立して、そこに運営をお願いしていこうというのが今回の趣旨で牛久市の選択ということになります。以上です。

○須藤委員長 伊藤副委員長。

○伊藤副委員長 それでは、これまでいただきました答弁、またこれまでの全協等の質疑などの中から、私はこの牛久シャトー、市民の宝、全国に誇るべき遺産として保存活用していくためには第三セクターの設立、これがベターな方法、ベストではないかもしれないですけども、現状においてベターな方法ではないかと思った次第でございます。しかしながら、新会社設立に当たっては厳しい財政状況もございますので、市民にも理解が得られますよう最大限の努力が必要になることと考えており、私としましては決議、附帯決議という形で、議会としても可否に当たるという意味で、附帯決議を提出させていただきたいと考えております。以上、意見になります。

○須藤委員長 ここで、ただいま暫時休憩といたします。

午前11時19分休憩

午前11時26分開議

○須藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

58号議案に対しての質疑及び意見、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第58号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論のある方は、北島委員。

○北島委員 市民の願いに応じて1日も早くシャトーの復活、これは私も望むところです。また、あのおいしいビールを飲みたいなど思っておりますが、余りにも判断材料がない。こういう状況のもとでは、判断材料がないのもう仕方なく審議、もうちょっと材料出させていただく時間を設けて、再審議していったらどうかと。もう一つは、盛んに文化財保護と言われていますが、実は民間企業の事業の中で文化財保護というのはある意味相いれない事業であると。文化財保護については切り離して、市がある程度の費用負担、これをしてもいいのではないかと。重要文化財保護のために市はこれだけ出しますと。これは市民も納得してくれるのではないのでしょうか。そういった案だとか、そのほかいろいろなことを考えられますけれども、そういった検討もしっかり行うこと、それを含めて私は継続審議とすることを提案いたします。よろしくをお願いします。

○須藤委員長 北島委員、提案はこの場ではできないので、討論です、そのことを討論の中に入れるということによろしいですね。

ほかにございませんか。山本委員。

○山本委員 私もこの58号に対しては継続審査とすることを求めたいと考えます。議会として、昨年12月に観光振興の観点から可能な限りの支援策を講じるべきとの決議、もちろんこれは承知しております。しかし、この5億円とする概算運営費ですか、これを見ますと可能な限りではなくてそれ以上の負担を市がすることにもつながりかねないと私は危惧するものです。8月に行った基本合意には、かつてのにぎわいを取り戻すため牛久市が牛久シャトー全体を賃借するとあります。もちろん、そのことに私も異議はありませんが、にぎわいを取り戻すことがイコール飲

食・物販という発想で、オエノンが撤退した当時と同じ事業をするようでは、プロが収益が改善されずに撤退したものを、第三セクターが行って果たして収益が上がるのかというところがちょっと私は不安材料であります。また、この新会社に市が99%以上の出資をするということは、筆頭株主でもあるということです。そういう意味では株主としての責任もあります。明確な事業計画と収支計画が示されない現在では、安易に結論を出すことはできないと考えます。本委員会としては、引き続き調査、検討を行い、しっかりと議論した上で結論を出すべきと考え、継続審査とすることを求めたいと思います。以上です。

○須藤委員長 ほかに、討論はございませんか。伊藤副委員長。

○伊藤副委員長 それでは、議案第58号に対する賛成の討論をいたします。

本議案については、さまざまな御意見が上がっております。今の時代、地方自治体が出資する第三セクターの設立というのは一般的には市民からの理解が得られない、時代に逆行するかのよ様な印象さえ持たれるかもしれません。しかしながら、突如持ち上がった牛久シャトーの物販・飲食事業からの撤退という事態に対し、牛久の文化遺産でありまた観光施設でもある牛久シャトーを市民の誇りとして守り復活させていくためには、牛久市がワンチームで取り組んでいかなければならないと考えるものです。では、私たちはそのために何をしていくのか。オエノンホールディングスとの協議の中で導き出された答えが第三セクターの設立であるなら、これがベターな手法だと私は考えます。ただ、第三セクターの設立に当たっては、やはり総務省が示している第三セクター等の経営健全化等に関する指針にあるように、趣旨の点に留意していかなければならないと考えます。そこで、本議案が可決されました場合には、私は議会の姿勢を示す意味で決議案を提出したいと考えております。委員各位におかれましては、御検討の上よろしく願い申し上げ、討論とさせていただきます。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第40号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号につきましては、先ほど来北島委員、山本委員より継続審査すべきとの御意見がございましたので、まず継続審査について採決をいたします。

議案第58号は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 賛成少数であります。よって、議案第58号は継続審査とすることは否決されました。

それでは、原案に対しての採決に移ります。

議案第58号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

（「委員長、動議」の声あり）ただいま可決されました議案第58号に対し動議が出されました。では……自席で暫時休憩をお願いいたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分開議

○須藤委員長 会議を再開いたします。

ただいま、伊藤副委員長より動議が出されましたので、伊藤副委員長御説明をお願いいたします。

○伊藤副委員長 ただいま可決されました議案第58号に附帯決議案を提出したいと思います。

○須藤委員長 お手元に今事務局より御配付いただいたところでございますが、ただいま可決されました議案第58号に対し、伊藤副委員長から附帯決議案が提出されました。伊藤副委員長から附帯決議案の趣旨の説明をお願いいたします。

○伊藤副委員長 配付させていただきました決議案の朗読をもちまして、趣旨説明とさせていただきます。

議案第58号、令和元年度牛久市一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議(案)。

本案は、本市がオエノンホールディングス株式会社から賃借する牛久シャトーについて、その運営管理等を行う新会社を設立するための予算措置であるが、新会社が市民の貴重な税金を使って設立される第三セクターであることを踏まえ、市執行部が下記の項目を遵守されるよう強く求めるものである。

1、本市とオエノンホールディングス株式会社との賃貸借契約締結後、可及的速やかに、契約書及び新会社の定款並びに役員の氏名・経歴・報酬を市議会に開示すること。

2、新会社の財務諸表を毎年遅滞なく市議会に開示するほか、市議会の要請に応じて取締役会の議事録を開示すること。

3、新会社の設立の背景及び趣旨等について、広報うしく及び市のホームページ等で、市民に簡潔かつ分かりやすく説明すること。

4、新会社と定期的に経営に関する意見交換を行い、その内容と結果を市議会に報告すること。
以上、決議する。

以上になります。

○須藤委員長 それでは、これより附帯決議案について質疑及び意見のある方、御発言お願いいたします。諸橋委員。

○諸橋委員 附帯決議案に対する意見を述べさせていただきます。

私は、この1の項目において、事業計画の開示を追加されることを希望いたします。今、これには市のほうから開示されている事業計画については全く白紙ですので、この1の項目に事業計画を追加していただけるようお願いを申し上げます。以上です。

○須藤委員長 それでは、伊藤副委員長。

○伊藤副委員長 事業計画についても加えるということは、これに文章を加えるということは委員長、可能なのでしょうか。

○須藤委員長 それでは、委員長としては、これはただいま伊藤副委員長から提出された決議案ですので、附帯決議案ということですので、ここの委員の皆様御意見が皆様の総意によって修正されることについては、これは構わないと思います。その、特別に事業計画ということを書かなくともその定款の中に、来年度の事業計画というような具体的なものであればまた別途であろうとは思いますが、定款の中にその事業内容等は記載されるものではないかなというふうに、委員長としては思いますが、ここに別途そういう文言を入れるということでは皆様の御意見が賛同であれば構わないというふうに、委員長としては考えております。

では、今諸橋委員から、この1のところ「契約書及び新会社の定款」そこに事業計画も加えてはどうかという御意見が出されました。この点についてお諮りをいたします。いかがでしょうか。質疑、御意見ある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ここで細かくいろいろとやるとまた、この文言というようなことで、時間を要することも考えられますので、今の諸橋委員の御意見をこの中に反映するという御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 では、これを加えるということで、御異議なしと認めます。

それでは、附帯決議案といたしまして、このほかに御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、続いてこの附帯決議案についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、附帯決議案についての討論を終結いたします。

これより、附帯決議案について採決をいたします。

議案第58号に対し、お手元に配付の附帯決議案を付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第58号に対し、お手元に配付の附帯決議案を付することが可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時44分閉会